

（商号又は名称）
（代表者の氏名）

殿

財務（支）局長

登 録 拒 否 通 知 書

年 月 日付で申請のあった特定金融会社等の登録については、下記の理由により拒否したので通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由

（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第6条第1項第 号該当）